

現場測定器・試験器の校正について

1. 校正を必要とする根拠

校正とは、特定の計量標準（標準校正器）を用いた比較を行い、測定器や試験器の特性を明らかにすることを言います。一般的に測定器や試験器の校正管理は所有者様の任意となり、法的にも特に定められた周期等の制約はありません。しかしながら、ISOに代表される品質管理の一環として、又 経年劣化や摩耗等の不具合要因から正常動作を保つためには定期的なメンテナンスと校正が必要です。

校正を行う際のトレサビリティ(traceableであること:「跡を尋ねることが出来る」)においての最上位は国家計量標準か、それに準じる為、誰もが同じ電気単位を同じ「ものさし」で共有出来る様に標準化したものが校正作業の原則となります。故に必要な規則を設けた校正が必要となり、計量法においても第8章(計量器の校正等)に記載されております。

2. 校正の有効期限

上記の通り、校正自体が任意となることから、細かなルールも所有者様で設定することとなります。当社の場合、校正に関わる提出書類は「試験成績書」「校正証明書」「トレサビリティ体系図」となりますが、いずれも試験実施日・書類作成日の記載のみとなるため、有効期限は設けておりません。例外として当社内の標準器に対しては上記にあるように当社内のルール(社内基準)で有効期限を設けておりますが、お客様からお預かりしました測定器・試験器に対しての有効期限ではございません。

3. 推奨校正期が設定されている測定器

保安管理に対する事項として、(一社)日本電気協会 需要設備専門部会編集の「自家用電気工作物保安管理規程」が発行されておりますので、ご閲覧をお勧めします。

同書の「資料8. 機械器具の校正, 点検[第230-5節]」の項目に参考記載されている内容は現場で使用する機器では3年、標準器が1年と大別されています。

電気計測器の標準管理(トレーサビリティ)体系図

当社で製造される全ての製品は下記の標準管理体系に基づいて、国家標準にトレースされた標準器により校正されています。

